

節税効果が高いのが魅力!

拠出時	掛金の全額が所得から控除
運用時	運用中に出た利益に税金がかからない
受給時	受け取る際にも税制面の優遇あり

「iDeCo(イデコ)」のメリットは、税制面の優遇が大きいこと。働き方などによって、月々の掛金の上限は違いますが、掛金の全額が所得控除の対象となり、所得税や住民税が安くなります。2つめのメリットは、通常だと投資などの資産運用で出た利益にかかる税金がかからないこと。支出の1つである税金が安くなれば、その分貯めるお金に回すことができ、資産運用にも有利に働きます。さらに、将来お金を受け取る際も控除があります。

どういったメリットがあるの?

原則的に引き出せない 厳しい3つのルール

- 1 60歳になるまで引き出しができない
- 2 投資商品は資産が減るリスクもある
- 3 口座管理手数料がかかる

もちろんデメリットもあります。基本的には60歳までは掛金を引き出すことができません。老後の年金を積み立てできる年金制度として、大きな税制の優遇があるため、積み立て中には自由に使用できないのです。逆に言えば自由に引き出せないからこそ60歳になったら「必ず老後資金がたまっていく」ということです。もうひとつは、元本保証の商品ではないため、運用益が出れば資産が増えますが、商品・運用状況によっては60歳までに元本割れし、資産が減るというリスクもあります。

デメリットがあることを理解しておく

ライフプランに合わせた商品の選択



定期預金・保険・投資信託などからチョイス

「iDeCo(イデコ)」を始めるには、まずは商品を決めます。「iDeCo(イデコ)」を扱う金融機関としては、銀行や証券会社、保険会社があります。「元本が確保されている預金型や保険型のもの」、「元本確保のない投資信託等で運用する変動型のもの」などから、自分に合った商品を選びます。加入時には手数料が発生し、その他、口座管理手数料など金融機関によっても異なります。

商品を決めるところからスタート

老後の生活に不安を感じているので、備えのひとつとして検討してみます。



今回のまとめ

将来の備えのためには資産運用や「じぶん年金」の形成も大切です。選択肢として、「iDeCo(イデコ)」の活用も視野に入れてみてはどうでしょう。それぞれの生活に合った掛金や商品選びも大事になります。保険などを見直して「iDeCo(イデコ)」の掛金にあてるのも手段のひとつです。



ファイナンシャルプランナーが解説

今話題の個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」ってなに?

話題になっている「個人型確定拠出年金」。2017年から、ほぼ全ての人加入の対象になりました。仕組みやメリット・デメリットなどを紹介します。

監修



よつばのこ 世継祐子さん
ファイナンシャルプランナー
がん情報ナビゲーター

福岡県出身。久留米市役所での勤務経験を経て、法政大学法学部を卒業。2002年にファイナンシャルプランナーの資格を取得、企業や個人の顧問ファイナンシャルプランナー、各種セミナーの講師を務める。NPO法人「キャンサーネットジャパン」認定の「がん情報ナビゲーター」の資格を取得。テレビ・雑誌などのメディア取材多数。
http://www.ff-fukuoka.com

最近「個人型確定拠出年金」のニュースを良く目にしますが、どういった制度なのか



「個人型確定拠出年金」は、昨年「iDeCo(イデコ)」という愛称が決定し、法改正により2017年1月から新たに生まれ変わった制度です。ニュースでも頻りに取り上げられているので、注目度は高いですが、仕組み自体はまだ理解していない人も多いかと思いますが、メリットやデメリットを含めて、制度の仕組みを知っておくと、老後資金の選択肢の幅が広がる制度です。



iDeCo仕組みのイメージ(投資信託の場合)



「iDeCo(イデコ)」とは、任意で加入できる年金のことで、自分で選んだ投資信託などの金融商品に、毎月の掛金を60歳になるまで支払っていき、60歳以降に年金または一時金で受け取れる制度です。個人型という名の通り、自分で決めた掛金や運用商品で、将来の備えに「じぶん年金」を作っていくのが目的です。税制面で様々な優遇が受けられるのが大きな特徴。2016年までは、公務員や専業主婦、企業年金のある会社員は対象外でしたが、今年からほぼ全員が対象になります。

働き方	自営業など	正社員・厚生年金加入の非正規社員		公務員	専業主婦 (加3号被保険者)
	企業年金がない	確定給付型の企業年金のみがある	企業型確定拠出年金と確定給付型の企業年金がある	企業型確定拠出年金のみがある	
加入時期	加入できる	法改正後の2017年1月から加入対象に!			
掛金の上限	月額 6万8000円 まで	月額 2万3000円 まで	月額 1万2000円 まで	月額 2万円 まで	月額 1万2000円 まで / 月額 2万3000円 まで

※加入条件や制度の詳細は厚生労働省のHPやiDeCoの取り扱い機関にお問い合わせください。